

平成30年度(2018)～平成32年度(2020)

# 出雲市 高齢者福祉計画

第7期

## 介護保険事業計画を策定しました

この計画では、高齢者数の将来推計等を行いながら、今後3年間の介護サービス必要量を見込んでいけるほか、介護予防・生活支援・医療と介護の連携等、地域包括ケアシステムの推進に取り組む方策を掲げています。

- ・全国的に少子高齢化が進む中、出雲市においても高齢化が進み、介護が必要な高齢者が増えると予測しています。



- ・高齢者のみなさんが住み慣れた家庭や地域で、自分らしい暮らしを続けることができるまちづくり(地域包括ケアシステム)を推進します。

### ○住民主体の介護予防活動に対する支援 ～地域の自主的な活動を支援します～

- ◇コミュニティセンター単位で介護予防教室を行い、自主的な健康づくりの取組を支援します。
- ◇介護予防や健康づくりに取り組む住民の集いの場にリハビリテーション等の専門職を派遣し、介護予防に効果のある体操の指導や助言を行います。

### ○住民相互の助け合い活動の活性化 ～助け合いの地域づくりを支援します～

- ◇地域のみなさんと協働して助け合いの地域づくりに向けた研修会等を開催するとともに、住民同士の助け合いの体制づくりを支援します。

### ○在宅医療と介護の連携の推進 ～医療や介護が必要になっても地域で暮らせる体制づくり～

- ◇医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう、在宅医療と介護の連携を推進し、高齢者を地域で支えるシステムづくりを進めます。

### ○認知症ケアの推進 ～認知症になっても安心して暮らせる地域づくり～

- ◇認知症サポーターの養成などにより、認知症の正しい理解の普及や認知症の人や家族を見守る地域づくりを進めます。
- ◇認知症の早期発見・早期対応の取組や認知症の人と家族を支援するネットワークづくりを推進します。

### ○介護サービス基盤の整備

- ◇認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など介護需要に対応したサービス基盤の整備を進めます。



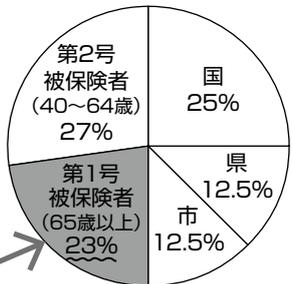
# 介護保険料が変わります



**第7期(平成30年度～平成32年度)の65歳以上の方の  
保険料基準額は 6,260円(月額)です**

65歳以上の方の保険料は、第7期計画で見込んだ介護サービス給付費等の費用がまかなえるよう算出しています。また、保険料段階をこれまでの10段階から12段階に増やし、より所得に応じた負担となるように設定しています。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。社会全体でこの制度を支えていけるよう、皆さまのご理解をお願いします。

【介護保険財源割合】



## 〈保険料基準額の考え方〉

出雲市で必要な介護サービスの  
総費用(見込額)



65歳以上の方の  
負担分(23%)

÷ 12か月 =

**月 額  
基準額**

出雲市の65歳以上の方の人数

## 介護保険料(平成30～32年度)

保険料段階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※)の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.45	33,804円
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.7	52,584円
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.75	56,340円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.9	67,608円
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,120円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※)が120万円未満の人	基準額 ×1.2	90,144円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額 ×1.3	97,656円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額 ×1.5	112,680円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.7	127,704円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上640万円未満の人	基準額 ×1.9	142,728円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が640万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.2	165,264円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 ×2.4	180,288円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額を差し引いた額を適用します。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金収入にかかる所得を差し引いた金額のことで、

## ～4月中旬に仮徴収額の通知を郵送しています～

仮徴収とは、平成29年中の収入等が確定していないため、平成28年中の収入等をもとに仮で保険料段階を算定し、その年額のおおよそ2分の1を、4・6・8月の3回で納めていただくものです。

その後、本徴収として、平成29年中の収入等をもとに確定した年額から仮徴収額を引いた残りの額を、10・12・2月の3回に分けて納めていただきます。本徴収額は7月ごろに通知します。

おたすね/高齢者福祉課 ☎21-6972